令和8年度
下水道排水設備指定工事店講習会

排水設備工事の申請に関すること

富山市上下水道局
給排水サービス課
下水道排水サービス係

1

（この欄には、補足事項が記載されています）

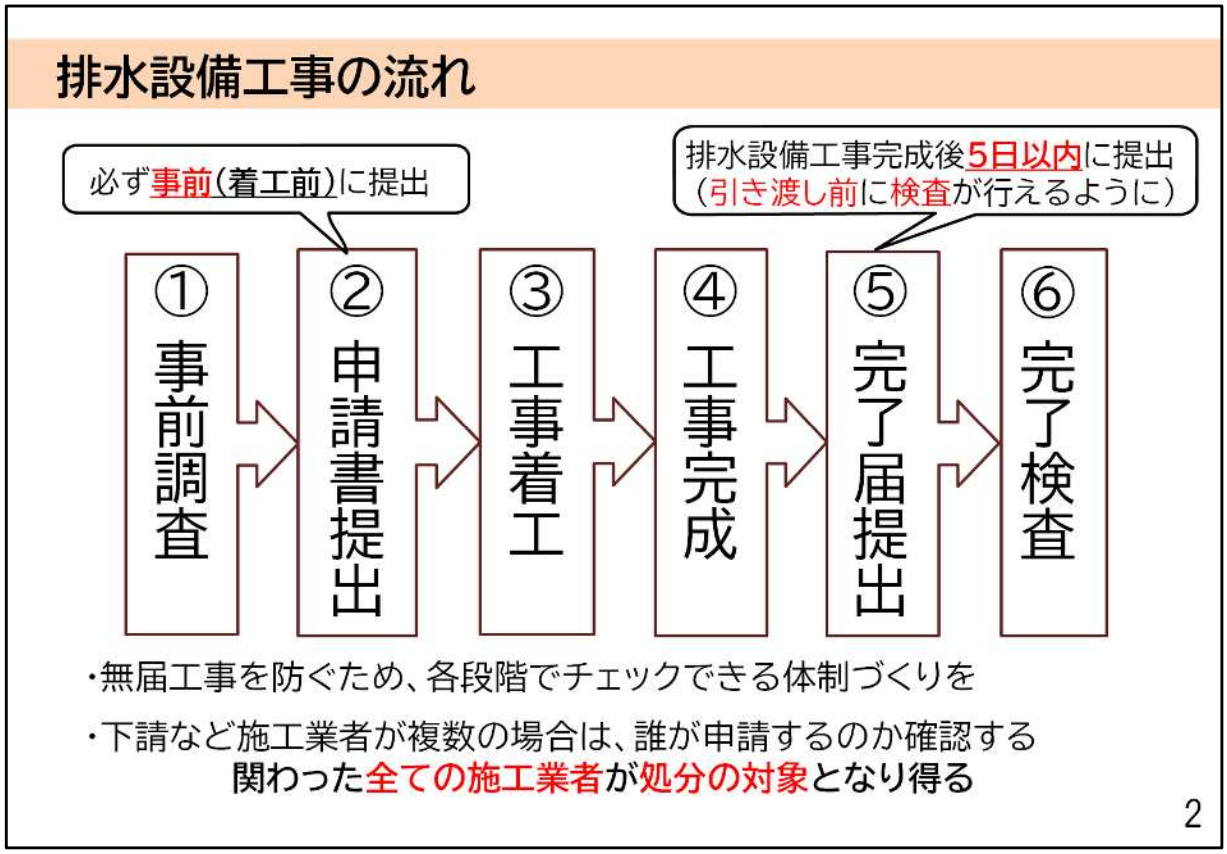

●ホームセキュリティの関係で検査できないケースもある。
●引渡し前に検査できるよう早めに完了届を提出すること。

排水設備工事における事前調査

・公共ますの有無
　→現地確認・下水道台帳と照合

・公共ますのチェック
　上流人孔から公共ますまでの**距離**
　下水の人孔蓋を叩き、公共ますから音が共鳴すること（誤接続防止）
　破損など、**使用上の問題点**はないか
　公共下水道以外の**紛らわしいます**が周囲にないか

問題があれば、必ず上下水道局に相談
【現場で自己判断しない】

・既設排水設備（既設排水管）を使用する場合
　既設管使用状況やトイレ、台所、手洗等との接続状況
　雨水など、汚水以外の流入があるか

3

●一部地域には下水道整備前の団地排水管が残っており、紛らわしい人孔や公共ますがある。
●誤った方に接続すると、汚水が河川などに流れることとなる。
●誤接続防止のため、公共下水道のマンホール蓋を叩き、公共ますからの反響音を確認する。
●分流区域で雨水が接続されている既設管は、必ず切り離すこと。

合流区域の範囲

富山地域には「合流区域」がある
（この区域以外は「分流区域」）

・区域のめやす
北：あいの風とやま鉄道線
南：四ツ谷川
西：神通川
東：桜橋電車通り
に囲まれた場所

・合流区域であっても、雨水は
公共ますに直接流さない
（条件によっては、雨水の
接続を認める場合もある）

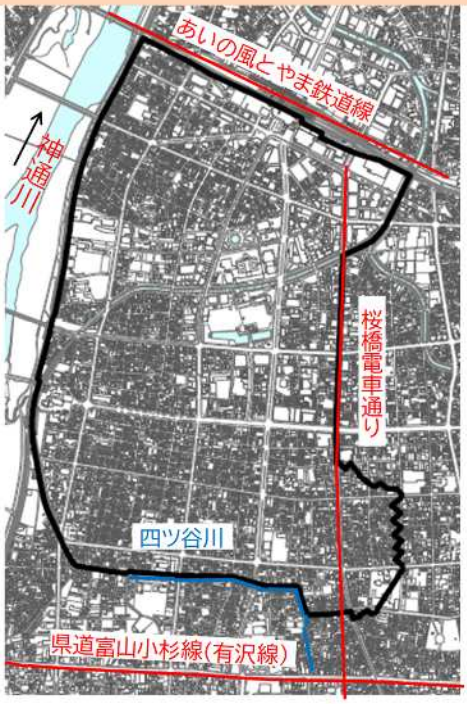

4

●富山地域以外の地域については全て分流区域。
●合流区域で雨水を公共ますに接続せざるを得ない場合は汚水と雨水の系統は分けること。

下水道台帳は「インフォマップとやま」から(1)



パソコン・スマホで窓口と同じ下水道台帳を提供中

「公共下水道」に加え「農業集落排水処理施設」「コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）」の情報も提供中

「インフォマップとやま」で検索してぜひ一度お試しください



5

下水道台帳は「インフォマップとやま」から(2)



使い方がわからない！



富山市ホームページに
利用方法をまとめたページがあります



説明書はこちら



6

下水道台帳は「インフォマップとやま」から(3)



●公共ますが現地にあるけど
インフォマップに載っていない

●インフォマップに載っているが
現地に公共ますがない

など

状況をお尋ねしたいので
お手数ですが
給排水サービス課に
お問い合わせください



7

●インフォマップの更新は年１回行っている。
●新しく設置された公共ますは未登録の場合があるため、その際は窓口で確認する。

各種申請書等の作成にあたって　　R8改訂

不適切な様式・内容で提出される例（再提出の対象）

・「平成」表記や「㊞」が書かれている様式（古い様式）
・コピーの繰り返しで不鮮明なもの、記載内容がはみ出ているもの
・「農業集落排水」の確認申請書（様式名・宛先・根拠条文が異なる）

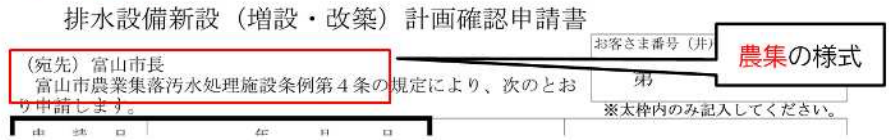

・申請と関係ない名称が書かれたままの申請書（確認不足）

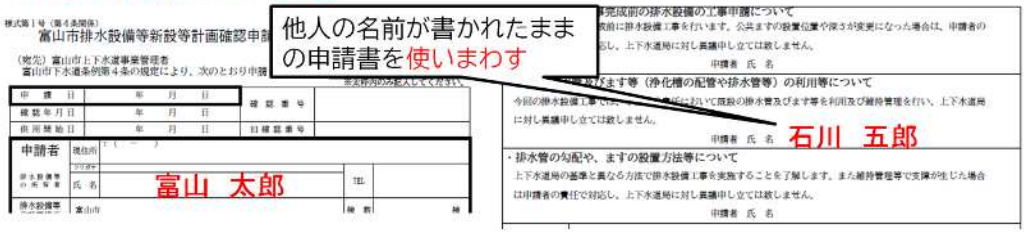

8

●永久に残る書類である。
●頻発する不適切な申請書【再提出の対象】
・印字が不鮮明なもの（コピーの繰り返ししたもの）
・様式の端部が途切れているもの
・著しく紙面に対して文字や表が小さいもの
・コピーして「コピーのほう」を提出したもの
（押印を伴う書類では、「押印原本」を提出）
・様式に書かれている文面、表を故意・無意識に造作して、
必要な字句等がないもの
・指定番号や登録番号等相違を指摘しても、
次回以降も引き続き改善されていないもの

確認申請書提出時の注意事項(1)

・申請者・使用者
　郵便番号の記載(電算処理上重要)
　氏名の誤記
　フリガナの未記載

・排水設備等の設置場所
　住居表示で記載
　(不明な場合、地籍地番でも可)

・位置図(A4サイズ)
　鮮明な住宅地図

・使用者
　完成後排水設備を使用する方
　(申請者と同じ場合記載不要)

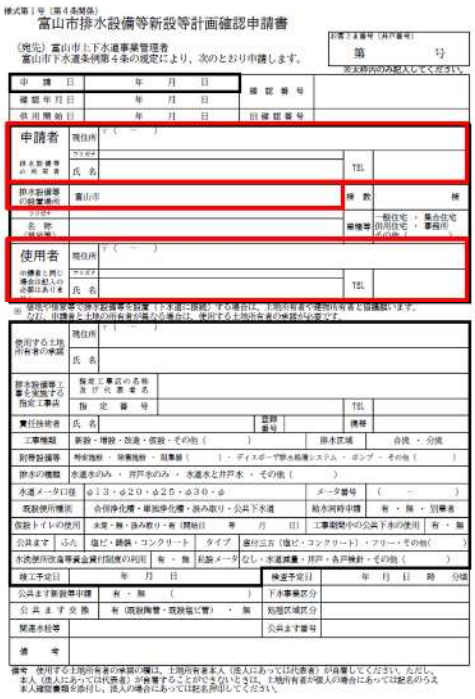
様式第1号（第4条関係）
富山市排水設備等新設等計画確認申請書

（宛先）富山市上下水道事業管理者
富山市下水道条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

第　　号

申請日	年　月　日	確認番号	
確認年月日	年　月　日		
供用開始日	年　月　日	旧確認番号	

申請者	現住所	〒（　－　）	
排水設備等の所有者	フリガナ		
	氏名	TEL	
排水設備等の設置場所	富山市	棟数	棟
フリガナ		建築物	一般住宅・集合住宅 併用住宅・事務所 その他（　）
名称（建築物）			
使用者	現住所	〒（　－　）	
申請者と同じ場合は記入の必要はありません	フリガナ		
	氏名	TEL	

※ 確認や排水等で排水設備等を設置（下水道に接続）する場合は、土地所有者や建物所有者と協議願います。
なお、申請者と土地の所有者が異なる場合は、使用する土地所有者の承諾が必要です。

使用する土地所有者の承諾	現住所	〒（　－　）	
	氏名		
排水設備等工事を実施する指定工事店	指定工事店の名称及び代表者名		
	指定番号	TEL	
責任技術者	氏名	登録番号	携帯
工事種類	新設・増設・改造・仮設・その他（　）	排水区域	合流・分流
附帯設備等	特定施設・除害施設・阻集器（　）・ディスポーザ排水処理システム・ポンプ・その他（　）		
排水の種類	水道水のみ・井戸水のみ・水道水と井戸水・その他（　）		
水道メータ口径	φ13・φ20・φ25・φ30・φ	メータ番号	（　－　）
取扱使用機関	合併浄化槽・単独浄化槽・汲み取り・公共下水道	給水同時申請	有・無・別業者
仮設トイレの使用	未定・無・汲み取り・有（開始日　年　月　日）	工事期間中の公共下水の使用	有・無
公共ます	ふた　塩ビ・鋳鉄・コンクリート	タイプ	塩付三方（塩ビ・コンクリート）・フリー・その他（　）
水洗便所改造等資金貸付制度の利用	有・無	私設メータ	なし・水道減量・井戸・各戸検針・その他（　）
検工予定日	年　月　日	検査予定日	年　月　日　時　分頃
公共ます新設等申請	有・無（　）	下水事業区分	
公共ます交換	有（取扱陶管・取扱塩ビ管）・無	処理区域区分	
関連水栓等		公共ます番号	
備考			

備考　使用する土地所有者の承諾の欄は、土地所有者本人（法人にあっては代表者）が自署してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が自署することができないときは、土地所有者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

9

●申請書は電算管理しており、「郵便番号」記載は必須。
●位置図は位置が明確な住宅地図とし、位置を特定できないものは受付不可。
●使用者は、工事期間中の料金の支払者であるハウスメーカー等ではなく、完成後にその住宅等に住む方。

確認申請書提出時の注意事項(2)

記入忘れが多い箇所

・排水区域(合流・分流)
　下水道台帳を確認

・排水の種類(水道・井戸・併用)
　井戸の使用があれば形態を記載
　※一般住宅以外で井戸使用の
　　場合、料金課と事前協議

・水道メータ番号
　メータがある場合は必ず記入

・お客さま番号(水栓番号)
　わかる場合は記入

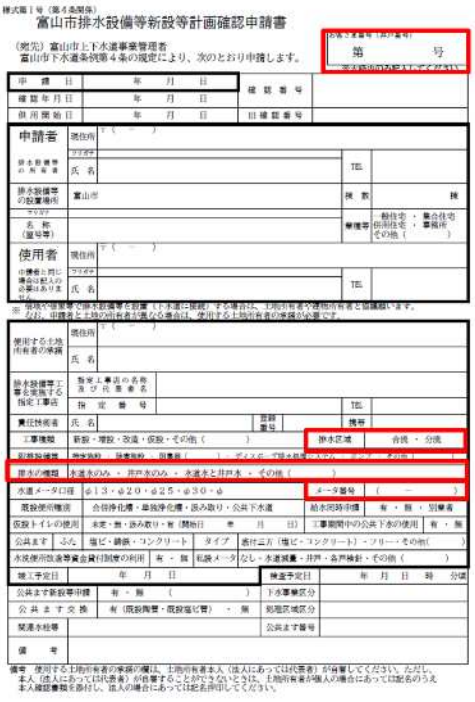

様式第1号（第4条関係）

富山市排水設備等新設等計画確認申請書

（宛先）富山市上下水道事業管理者
富山市下水道条例第４条の規定により、次のとおり申請します。

お客さま番号（水栓番号）
第　　号
※該当する場合のみ記入してください。

申請日	年　月　日	確認番号	
確認年月日	年　月　日		
使用開始日	年　月　日	旧確認番号	

申請者	現住所	〒（　　）	
排水設備等の所有者	フリガナ		
	氏名		TEL
排水設備等の設置場所	富山市	栓数	栓
	フリガナ	専用等	一般住宅・集合住宅 併用住宅・事務所 その他（　　）
	名称（屋号等）		
使用者	現住所	〒（　　）	
申請者と同じ場合は記入の必要はありません	フリガナ		
	氏名		TEL

※　排水設備等の排水設備等を設置（もしくは改造）する場合は、土地所有者の承諾が必要となります。
ただし、申請者と土地の所有者が異なる場合は、使用する土地所有者の承諾が必要です。

使用する土地所有者の承諾	現住所	〒（　　）	
	氏名		
排水設備等工事を実施する指定工事店	指定工事店の名称及び代表者名		
	指定番号		TEL
責任技術者	氏名	登録番号	携帯
工事種類	新設・増設・改造・仮設・その他（　　）		排水区域　合流・分流
設置場所	敷地番地・屋書番（　　）ディスるで調べ		
排水の種類	水道水のみ・井戸水のみ・水道水と井戸水・その他（　　）		
水道メータ口径	φ13・φ20・φ25・φ30・φ		メータ番号　（　　）
既設使用種別	合併浄化槽・単独浄化槽・汲み取り・公共下水道		給水開始時期　有・無・別業者
仮設トイレの使用	未定・無・汲み取り・有（開始日　年　月　日）		工事期間中の公共下水の使用　有・無
公共ます	ふた　塩ビ・鋳鉄・コンクリート	タイプ	桝付三方（塩ビ・コンクリート）・フリー・その他（　　）
水洗便所改造等資金貸付制度の利用	有・無	私設メータ	なし・水道装置・井戸・各戸検針・その他（　　）
竣工予定日	年　月　日	検査予定日	年　月　日　時　分頃
公共ます新設等申請	有・無　（　　）	下水事業区分	
公共ます交換	有（既設陶管・既設塩化管）・無	処理区域区分	
関連水栓等		公共ます番号	
備考			

備考　使用する土地所有者の承諾の欄は、土地所有者本人（法人にあっては代表者）が署名してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が自署することができないときは、土地所有者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

10

●一般家庭で井戸水を使用する場合の必須確認事項
　・井戸の使用目的（風呂、トイレなど）
　・世帯の人数
●料金に関する大切な情報であるため、必ず確認すること。

確認申請書提出時の注意事項(3)

記入忘れが多い箇所

・給水同時申請
同じ事業者の場合は「有」に○

・仮設トイレの使用
下水道に流す場合は下水使用開始届も提出

・工事期間中の公共下水道の使用
下水を使用しないのに「使用中」の場合、下水休止届の提出

・竣工予定日
申請後、竣工予定日が遅延する場合は事前に連絡する

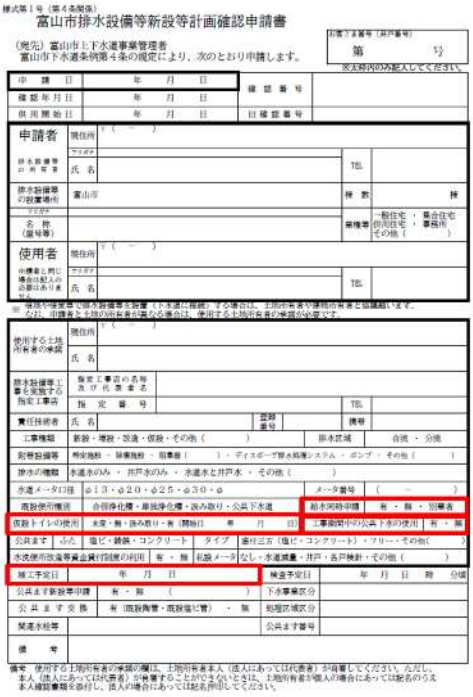

様式第1号（第4条関係）

富山市排水設備等新設等計画確認申請書

（宛先）富山市上下水道事業管理者
富山市下水道条例第4条の規定により，次のとおり申請します。

申請日	年 月 日	確認番号	
確認年月日	年 月 日		
供用開始日	年 月 日	旧確認番号	

申請者	現住所	〒（ － ）	
排水設備等の所有者	フリガナ		TEL
	氏名		
排水設備等の設置場所	富山市	棟数	棟
	フリガナ	建物等	一般住宅・集合住宅 併用住宅・事務所 その他（ ）
名称（屋号等）			
使用者	現住所	〒（ － ）	
申請者と同じ場合は記入の必要はありません	フリガナ		TEL
	氏名		

※ 賃貸不動産業者で排水設備等を設置（下水道に接続）する場合は，土地所有者や建物所有者と協議願います。
なお，申請者と土地の所有者が異なる場合は，使用する土地所有者の承諾が必要です。

使用する土地所有者の承諾	現住所	〒（ － ）	
	氏名		
排水設備等工事を実施する指定工事店	指定工事店の名称及び代表者名		
	指定番号		TEL
責任技術者	氏名	証明番号	携帯
工事種類	新設・増設・改造・仮設・その他（ ）	排水区域	合流・分流
附帯設備等	特定施設・除害施設・阻集器（ ）・ディスポーザ排水処理システム・ポンプ・その他（ ）		
放水の種類	水道水のみ・井戸水のみ・水道水と井戸水・その他（ ）		
水道メータ口径	φ13・φ20・φ25・φ30・φ	メータ番号	（ － ）
既設使用種別	合併浄化槽・単独浄化槽・汲み取り・公共下水道	給水同時申請	有・無・別業者
仮設トイレの使用	未定・無・汲み取り・有（開始日 年 月 日）	工事期間中の公共下水の使用	有・無
公共ます	ふた	塩ビ・鋳鉄・コンクリート	タイプ	桝付三方（塩ビ・コンクリート）・フリー・その他（ ）
水洗便所改造等資金貸付制度の利用	有・無	私設メータ	なし・水道減量・井戸・各戸検針・その他（ ）
竣工予定日	年 月 日	検査予定日	年 月 日 時 分頃
公共ます新設等申請	有・無（ ）	下水事業区分	
公共ます交換	有（既設陶管・既設塩ビ管）・無	処理区域区分	
関連水栓等		公共ます番号	
備考			

備考　使用する土地所有者の承諾の欄は，土地所有者本人（法人にあっては代表者）が署名してください。ただし，本人（法人にあっては代表者）が署名することができないときは，土地所有者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し，法人の場合にあっては記名押印してください。

11

仮設トイレの下水道使用開始届

仮設トイレの排水を
下水道に流す場合は要提出

・汲み取りの場合は不要
（下水道料金が発生する）

・赤枠部分を漏れなく記入
使用開始日は必ず記入

・井戸水の使用は、使用水量について料金課と別途協議


様式第10号（施行規程第24条関係）

富山市公共下水道使用（開始）休止・廃止・再開）届

（宛先）富山市上下水道事業管理者

富山市下水道条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

※太枠内のみ記入してください

仮設の欄に○

確認申請書提出時の注意事項(4)

附帯設備がある場合

・阻集器 (　　)欄に種類を記入
(例)飲食店:グリーストラップ
ガソリンスタンド:オイルトラップ
歯科医院:プラスタートラップ
コインランドリー:ランドリートラップ
美容院:ヘアキャッチャー
など

寸法図や容量計算書等を添付

・ポンプ　排水ポンプを設置する場合
ポンプ槽の容量や能力の分かる構造図や仕様書等を添付


様式第１号（第４条関係）
富山市排水設備等新設等計画確認申請書

（宛先）富山市上下水道事業管理者
富山市下水道条例第４条の規定により、次のとおり申請します。

お客さま番号（排水番号）
第　　号
※太枠内のみ記入してください。

申請日	年　月　日	確認番号	
確認年月日	年　月　日		
使用開始日	年　月　日	旧確認番号	

申請者	現住所	〒（　－　）	
排水設備等の所有者	フリガナ 氏名	TEL	
排水設備等の設置場所	富山市	検査	後
名称（屋号等）	フリガナ	業種等	一般住宅・集合住宅 併用住宅・事務所 その他（　）
使用者 （申請者と同じ場合は記入の必要はありません）	現住所 フリガナ 氏名	〒（　－　） TEL	

※　使用者が申請者（排水設備等を設置（１次遠は接続）する者）と異なる場合は、土地所有者や建物所有者と協議願います。
なお、申請者と土地の所有者が異なる場合は、使用する土地所有者の承諾が必要です。

使用する土地所有者の承諾	現住所 氏名	〒（　－　）	
排水設備等工事を実施する指定工事店	指定工事店の名称及び代表者名 指定番号		
責任技術者	氏名	登録番号 TEL 携帯	
工事種類	新設・増設・改造・仮設・その他（　）	排水区域	合流・分流
附帯設備等	特定施設　除害施設　阻集器（　）・ディスポ・汚排水処理システム・ポンプ・その他（　）		
排水の種類	水道水のみ・井戸水のみ・水道水と井戸水・その他（　）		
水道メーター口径	φ13・φ20・φ25・φ30・φ	メーター番号	（　－　）
既設便所種別	合併浄化槽・単独浄化槽・汲み取り・公共下水道	給水装置申請	有・無・同審査
仮設トイレの使用	未定・無・汲み取り・有（開始日　年　月　日）	工事期間中の公共下水の使用	有・無
公共ます	ふた　塩ビ・鋳鉄・コンクリート	タイプ	直付三方（塩ビ・コンクリート）・フリー・その他（　）
水洗便所改造等資金貸付制度の利用	有・無	私設メ・分	なし・水道減量・井戸・各戸検針・その他（　）
竣工予定日	年　月　日	検査予定日	年　月　日　時　分頃
公共ます新設等申請	有・無　（　）	下水事業区分	
公共ます交換	有（既設陶管・既設塩ビ管）・無	処理区域区分	
開渠水栓等		公共ます番号	
備考			

備考　使用する土地所有者の承諾の欄は、土地所有者本人（法人にあっては代表者）が署名してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が署名することができないときは、土地所有者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

グリース阻集器(グリーストラップ)の選定(1)

阻集器
　油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設の機能を著しく妨げ、若しくは排水管等を損傷するおそれのある物質又は危険な物質を含む下水を公共下水道に排除する場合は、汚水流出口等に阻集器を設けること。
(富山市下水道条例施行規程第5条(5))

グリース阻集器　SHASE-S217-2016
　店舗全面積(食堂に厨房を含めた調理・飲食に関する区域の面積で、トイレ等を除く)に基づき選定。
　ただし、社員食堂、学校給食、病院患者食等、利用人数が想定できる場合は、利用人数に基づく選定方法を用いてもよい。



14

●SHASE規格の改正については次葉参照。

グリース阻集器(グリーストラップ)の選定(2) *R8new*

SHASEの改正について

2025年にSHASEが改正(SHASE-S217-2016→2025)

項目	２０１６	２０２５
選定方法	店舗面積と利用人数	利用人数
厨房区分	食種区分（和・洋・中など）	油脂類の多さに応じランク分け
バケット容量	流量の５％以上	流量の５％以上かつ最大１０Ｌ

・その他、各種係数も変更あり

・2028年4月から「2025」に完全移行
2028年3月までは、「2016」「2025」
どちらの基準で設計しても有効



15

●２０２８年４月からSHASEの規格が新規格に完全移行される。
●ただし、２０２８年３月までは移行期間。本市においても同様の取り扱いをする。

特記事項(1)



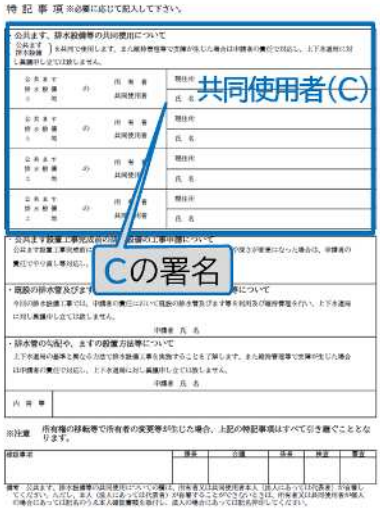

・代筆は認めない

・B及びCが署名できない場合…

個人の場合
本人確認書類添付

法人の場合
記名押印

申請者とは別の第三者の同意が必要な場合、署名が必要

16

●本人確認書類は、自動車運転免許証の写しなど。
●法人の押印は代表者印。

特記事項(2)

①公共ます設置工事完成前の
排水設備の工事申請

②既設管利用

③施工指針とは異なる方法での施工

①～③は申請者の記名で可
(署名不要)
ただし、申請者に必ず了解を

③は申請前に事前協議を行い、内容を具体的に記載

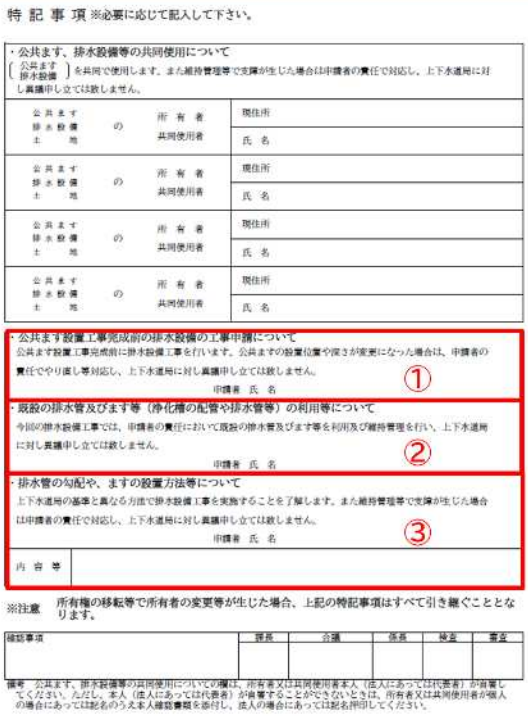

特 記 事 項 ※必要に応じて記入して下さい。

・公共ます、排水設備等の共同使用について
(公共ます / 排水設備) を共同で使用します。また維持管理等で支障が生じた場合は申請者の責任で対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。

公共ます 排水設備 土地 の	所有者	現住所
		氏名
公共ます 排水設備 土地 の	所有者	現住所
	共同使用者	氏名
公共ます 排水設備 土地 の	所有者	現住所
	共同使用者	氏名
公共ます 排水設備 土地 の	所有者	現住所
	共同使用者	氏名

・公共ます設置工事完成前の排水設備の工事申請について
公共ます設置工事完成前に排水設備工事を行います。公共ますの設置位置や深さが変更になった場合は、申請者の責任でやり直し等対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。 ①
申請者 氏名

・既設の排水管及びます等（浄化槽の配管や排水管等）の利用等について
今回の排水設備工事では、申請者の責任において既設の排水管及びます等を利用及び維持管理を行い、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。 ②
申請者 氏名

・排水管の勾配や、ますの設置方法等について
上下水道局の基準と異なる方法で排水設備工事を実施することを了解します。また維持管理等で支障が生じた場合は申請者の責任で対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。 ③
申請者 氏名

内容等	

※注意　所有権の移転等で所有者の変更等が生じた場合、上記の特記事項はすべて引き継ぐこととなります。

確認事項	課長	合議	係長	検査	書記

備考　公共ます、排水設備等の共同使用についての欄は、所有者又は共同使用者本人（法人にあっては代表者）が自署してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が自署することができないときは、所有者又は共同使用者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

17

特記事項(3)

・排水管の勾配や、ますの設置方法等について

上下水道局の基準と異なる方法で排水設備工事を実施することを了解します。また維持管理等で支障が生じた場合は申請者の責任で対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。

申請者 氏 名　上下 三郎

内 容 等	（空白）



規程勾配2%取れなかったけど、工事しちゃったわ。
でも**申請書の裏に署名**あるから完成届出したときに
「内容欄」に「勾配取れず」と**追記**すれば大丈夫ね！



この項目は、上下水道局の基準と異なる施工となることを
「**あらかじめ**」申請者が理解し承諾するもので、
申請後に判明した事象に対応するものではない。
申請者が了解済のものとはみなせない。
「内容等」欄が空白の場合、その記名は「無効」。

18

特記事項(4)



じゃあ、どうしろっていうの！
いまさら申請者に承諾もらえないわ！



おかしいですね？
申請者の知らぬところで処理しようとしていませんか？
申請者が了解していない不適合事案は完成**受理しません**。
所定の方法で改めて了解をもらってください。



・**調査不足**による**設計変更**が散見される。現地調査を確実に
・設計の段階で、**想定される懸念事項**を整理する
・場合によっては、「〇〇〇の**可能性がある**」ことを
あらかじめ申請者に了解を取るのもひとつの考え方

規定を守れないケースは、事前に相談願います
先に施工して、トラブルになる前に…

19

特記事項(5)



将来、このようなことになりますので…

私は聞いていない！



申請者



最後にもう一つ。
申請者と土地所有者が異なるケースです。筆跡が似ていませんか？
権限のない者が他人名義の文書を作成することは
刑法第159条1項「私文書偽造罪」になります。



別の人のはず

特記事項(6)　R8new

近年の豪雨に伴い「逆流防止ます」や、「仕切弁」の設置相談が増加

上下水道局の排水設備工事施工指針には、それらの規程はない。
→「上下水道局の基準と異なる方法での排水設備工事」の対象

・排水管の勾配や、ますの設置方法等について

上下水道局の基準と異なる方法で排水設備工事を実施することを了解します。また維持管理等で支障が生じた場合は申請者の責任で対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。

申請者　氏　名

内　容　等	



異物の除去など、申請者(使用者)が定期的な点検を実施して初めて機能することを、メーカーの説明書き等で説明し、了解されたうえで「内容等」にその内容を記載する。

21

●「内容等」には、維持管理の必要性を申請者が了承したことを記す。

公共ますの交換・撤去

排水設備工事と同時に
公共ますを交換する場合

・公共ます交換「有」に○を「公共下水道施設における工事等承認申請書」及び「公共ます新設等申請書」の提出は不要

排水設備工事完了届提出時に
公共ます交換時の施工写真を提出

次の場合は申請必要

・撤去する場合
・排水設備工事が伴わない交換


様式第1号（第4条関係）
富山市排水設備等新設等計画確認申請書

（宛先）富山市上下水道事業管理者
富山市下水道条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

●写真の詳細は、講習資料「公共ます新設等工事に関すること」を参照。

公共ますに内副管が設置されていた場合

コンクリート公共ますの中に
内副管が設置されていた場合、
公共ますの維持管理に支障があるため、
そのまま既設利用することは認めない。
内副管を撤去・流入口を小口止めして、
底付けで接続するか
公共ますを塩ビますに交換すること。

どちらも対応が難しい場合は
事前に給排水サービス課と協議を行うこと。

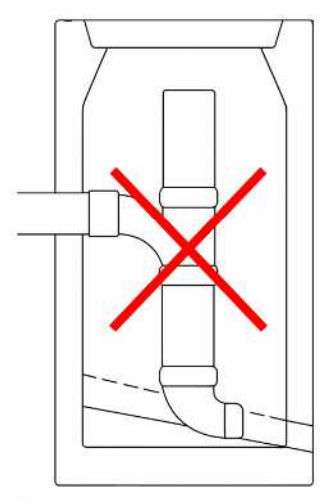

23

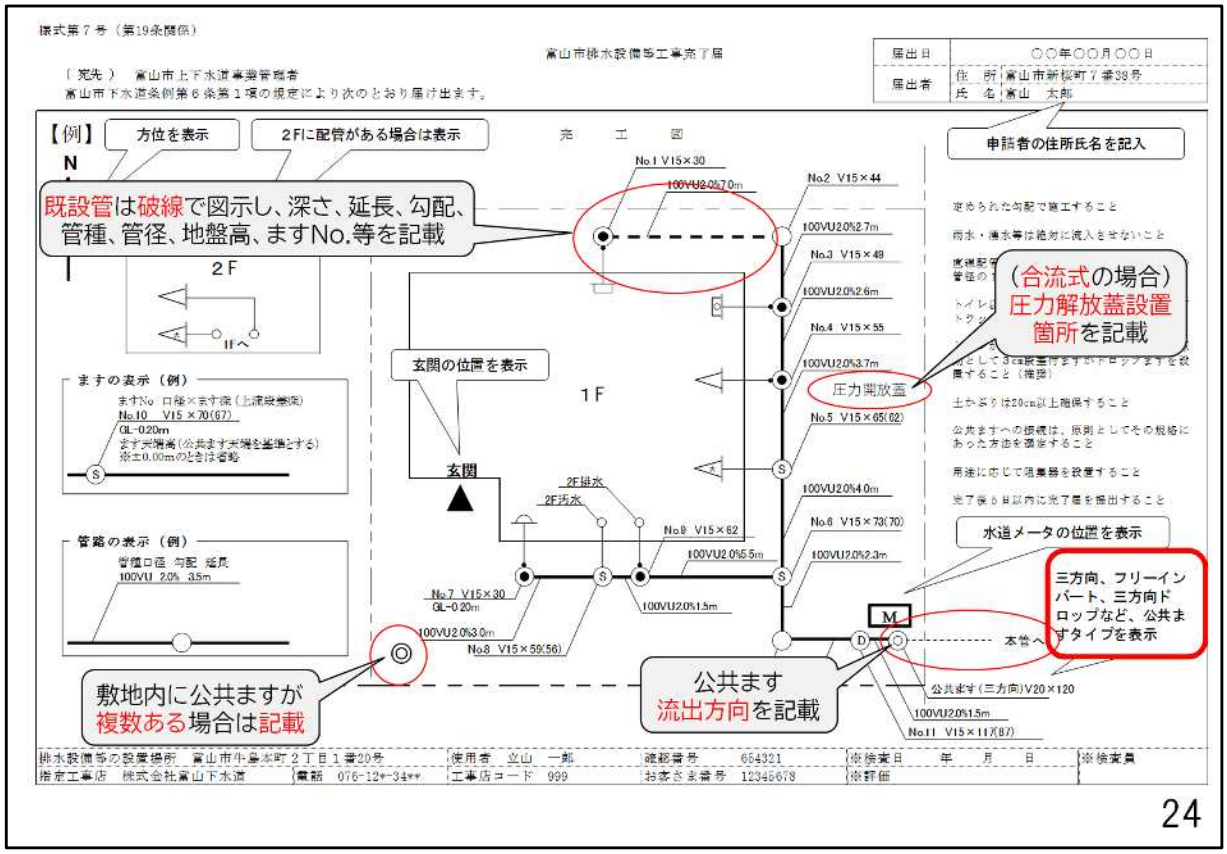

24

●この様式は、竣工時の様式。
●申請の際は「工事調書」の様式を使用すること。
●公共ますを交換する場合は、「V20（三方向）に交換」などと明記。
●器具やますのシンボルが不明瞭なものや、シンボルが書かれていない図面は再提出の対象。

段差付トラップますの表記について

トラップますの表記については
◉を基本とするが、
段差付のトラップますの場合は、
右図のように
ますの中を段差を表すSとする。
そして、トラップがある側の方を
黒丸で表記する。

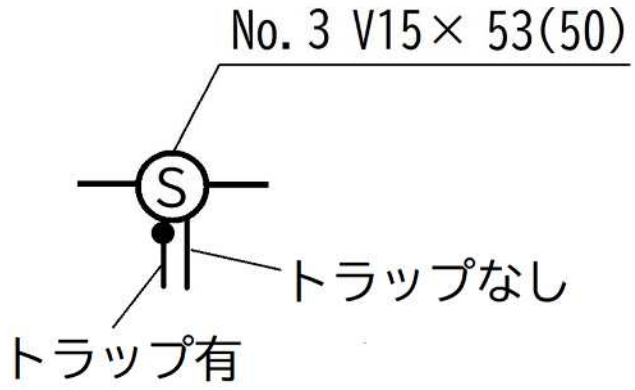

25

ます地盤高の表記について

地盤高(GL)は
公共ますのGLを基準とし、
外構仕上げ後の最終完成高
(未施工の場合は想定高)
を記載すること。

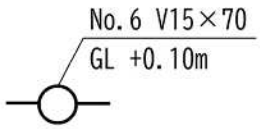

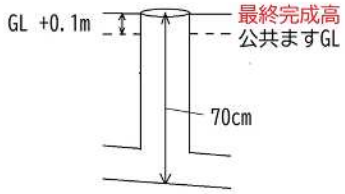

外構仕上げが未施工で
想定高が不明な場合は、
現時点でのGLを記載し、
天端高についても
記載すること。

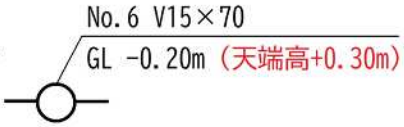

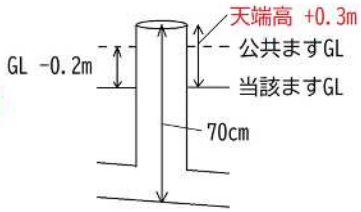

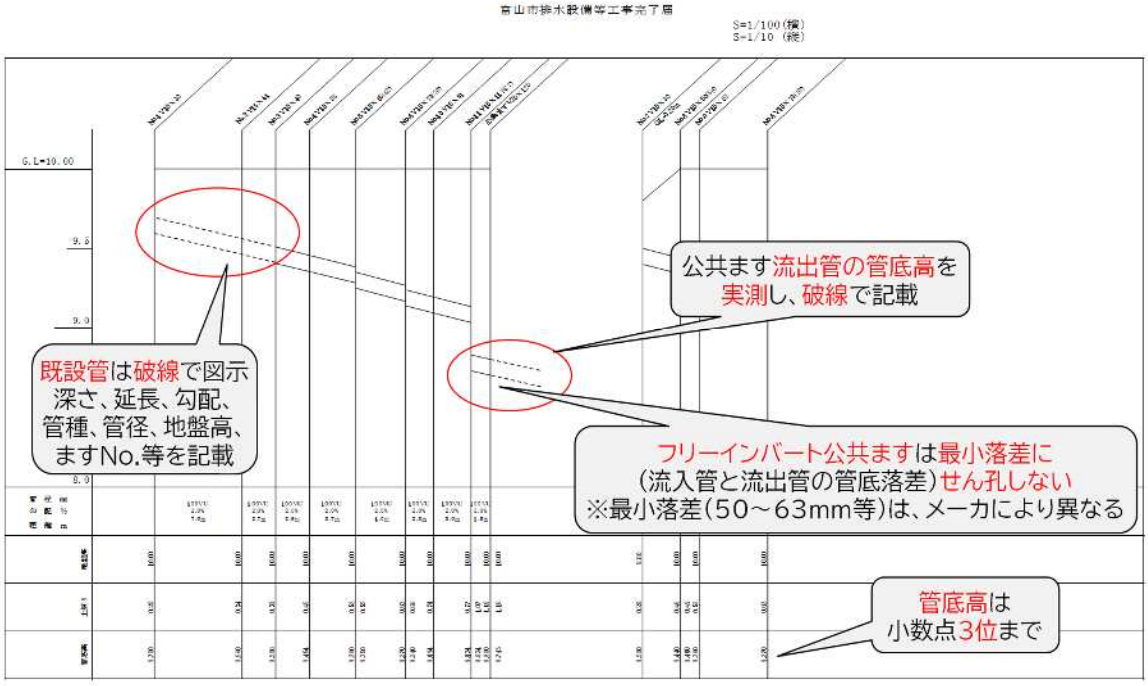
富山市排水設備等工事完了届
S=1/100(横)
S=1/10 (縦)
G.L=10.00
既設管は破線で図示
深さ、延長、勾配、
管種、管径、地盤高、
ますNo.等を記載
公共ます流出管の管底高を
実測し、破線で記載
フリーインバート公共ますは最小落差に
(流入管と流出管の管底落差)せん孔しない
※最小落差(50～63mm等)は、メーカにより異なる
管底高は
小数点3位まで

27

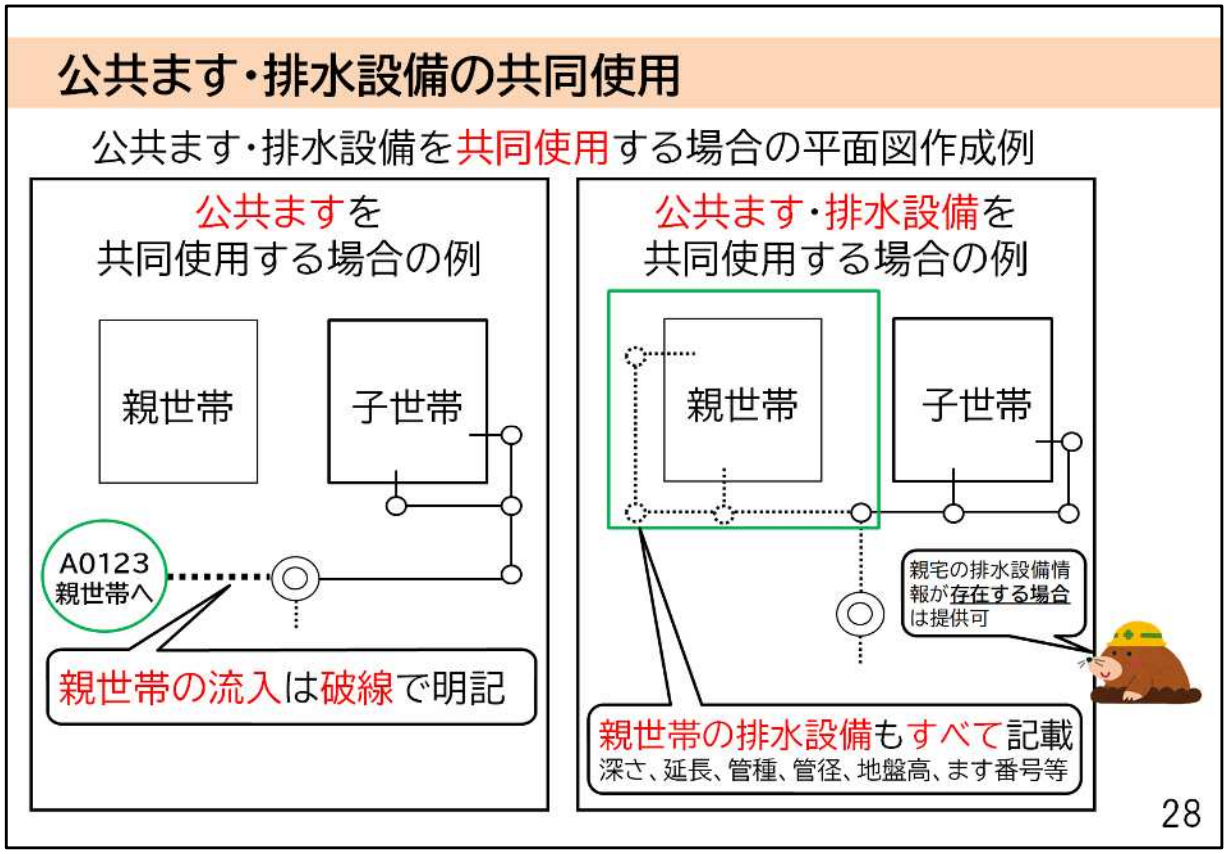

●建物の所有者が親族関係の場合、公共ます、排水設備の共同使用を認めている。
●その際は、申請者の共同使用者の欄に署名が必要。

使用を推奨する排水ます

・臭気の苦情が絶えないため、便所以外からの
排水管はトラップますの併用を推奨
※二重トラップにならぬよう通気の確保が必要(通気口付ふた等)

・大便器からの排水を含む会合点は、主管側への
逆流を防ぐため、3cm段差付ますの設置を推奨
※規定勾配が確保できない場合を除く

・既設コンクリートます(公共ますを含む)から
小口径塩ビますへの交換を推奨

29

通気について

器具トラップの封水を保つために

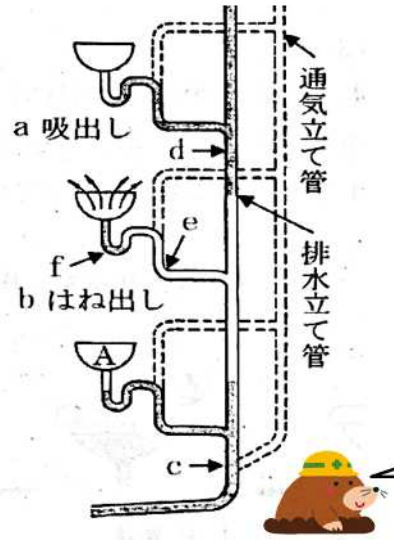

合流区域の通気

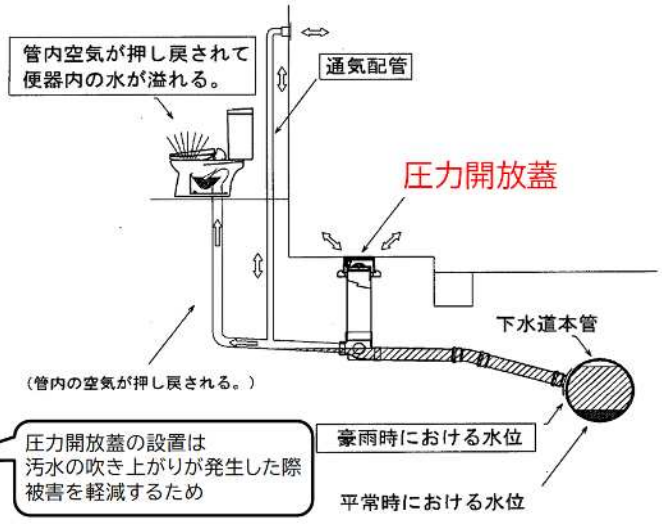

30

●悪臭防止のため、必要に応じて適切な通気管を設けること。
●合流区域では豪雨時に下水道本管から宅内配管側へ圧力がかかり、便器の水が溢れることがあるので、圧力開放蓋や通気配管による対策をとること。

合流ます（三方向ます）の接続

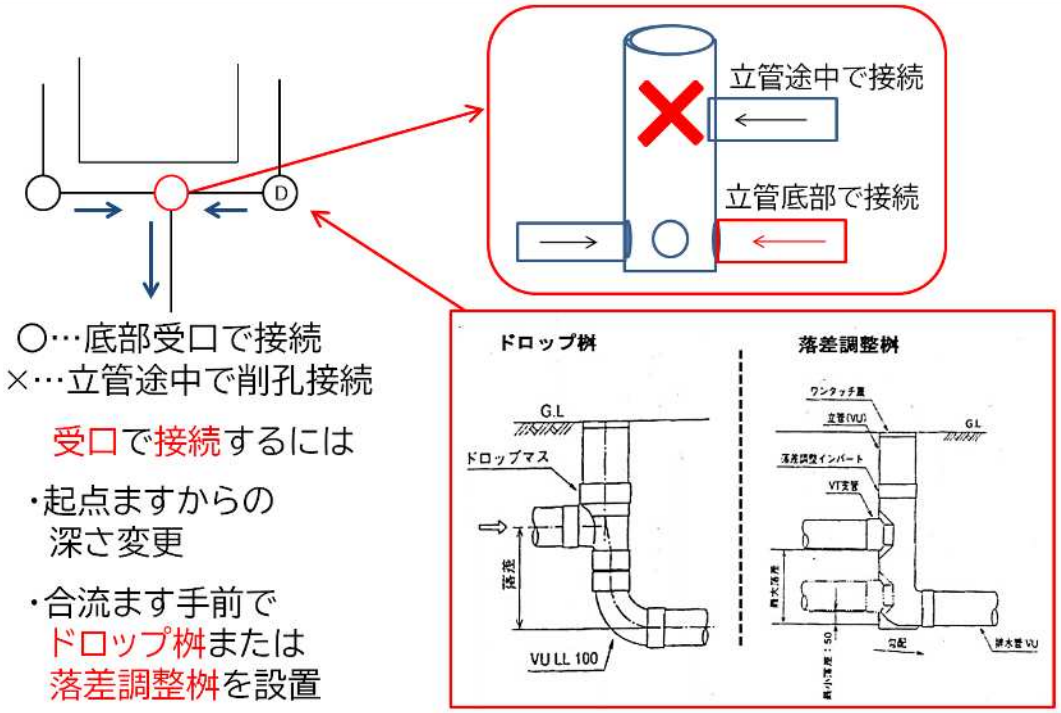

31

●合流ますに接続するときは、受口で接続すること。

公共ますの接続

三方向合流タイプ

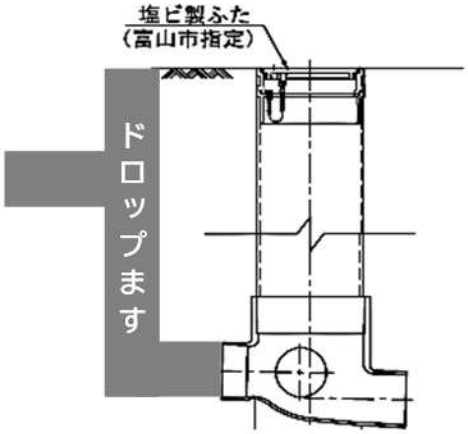

三方向合流タイプは
底付けで接続

フリーインバートタイプ

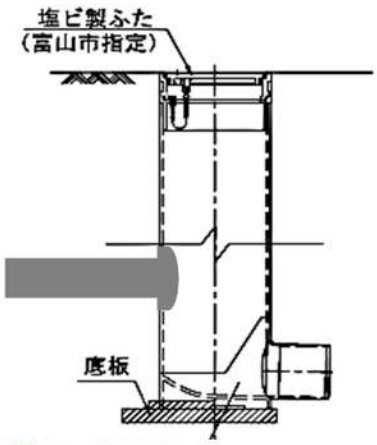

フリーインバートタイプは
ホルソー受口で接続

※三方向ますで底付けが施工上困難な場合は要協議
（理由が確認できる写真等の資料を提出）

32

●三方向合流タイプの公共ますで、理由なく立管の途中で接続した場合は再施工。
●公共ますのタイプは事前に確認すること。

フリーインバート公共ますに複数接続する場合の注意

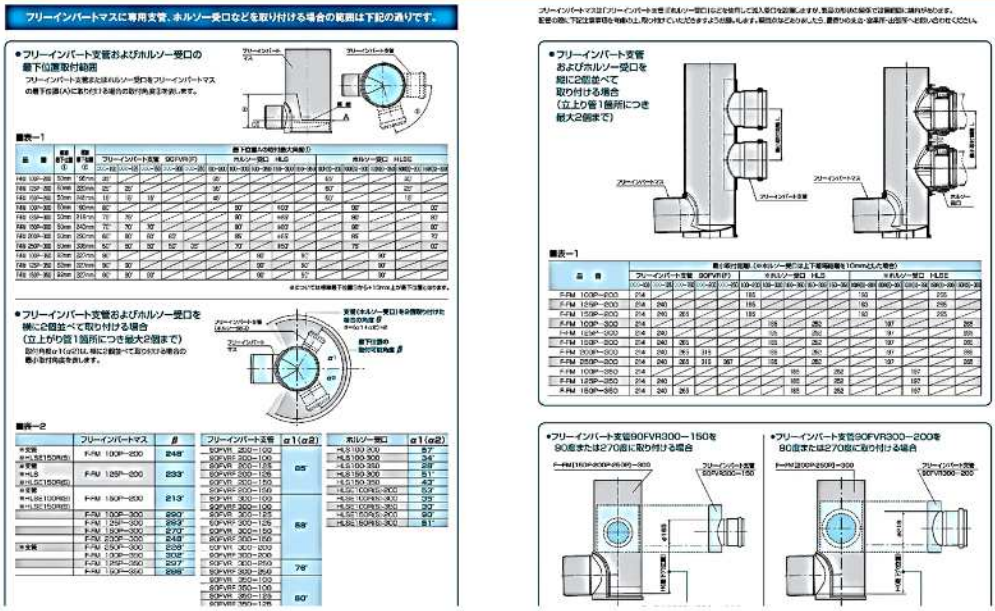

・構造上、複数流入できる範囲に制約がある
・使用材料に応じた流入位置の設計を（無理な設計は不良工事の原因）
・建て替えなど、すでに削孔されている部分を流用できない場合も注意

33

●フリーインバート公共ますは製品形状の都合上、ホルソー受口を設置できる範囲に制限がある。

工事が完了したら(1)

・排水設備工事完了の日から5日以内に完了届を提出
（引渡し前に検査完了するよう速やかに提出）

・完工図は、責任技術者が現場を確認したうえて作成

・下水道使用開始届も同時に提出
（下水道料金がすでにかかっていても提出）

・給水工事も行った場合、給水装置竣工図も同時期に提出

・支払者(使用者)変更は別途料金課へ連絡

・下水使用休止届(次の場合は要提出)
仮設トイレは井戸水で、宅内は水道水のみ(井戸の休止)
集合住宅の共用栓を仮設トイレに使用していた場合　など

34

●給排水を両方工事した場合は、速やかに同時提出すること。
●片方は提出したが、もう片方の提出が滞ることで、検査できないことが頻発している。

工事が完了したら(2)

富山市公共下水道使用開始届
（完了届と同時に提出）

・記入忘れが多い箇所
①水道メータ番号(現地確認)
②排水設備工事の着工日・竣工日
③使用開始日
④窓口に来られた方
（指定工事店の住所、社名を記入）

※住居表示、名称(アパート名)を
確認して記入(特に新築の場合)



35

工事が完了したら(3)

富山市公共下水道使用開始届
（完了届と同時に提出）

①竣工日は排水設備工事完了日
・排水設備以外の工事が
終わっているかは関係ない

②使用開始日は
下水に流せるようになった日
・原則、竣工日と同日
・引き渡しの日ではない
・使用開始日から
下水道料金が発生


様式第10号（施行規則第24条関係）

富山市公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届

（宛先）富山市上下水道事業管理者

富山市下水道条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

使用開始日	② 年 月 日	使用休止日	年 月 日		
使用廃止日	年 月 日	使用再開日	年 月 日		
排水設備工事の竣工日	① 年 月 日				

集合住宅の一覧表

集合住宅の場合、各戸の水栓情報などが記された一覧表（任意様式）を完了届と合わせて提出

作成例

住　　所：牛島本町二丁目１番２０号
アパート名：排水アパート

水栓番号	部屋番号	加入口径	メータ番号
190032	101	20mm	Z5-1234
190033	102	20mm	Z5-1235
190034	共用栓	13mm	Z5-1111

37

使用する水の種類や井戸の使用用途が変更となる場合

富山市公共下水道使用態様変更届
（使用する水が変更となるときに提出）

①変更の内容
・井戸水から水道水へ
・水道水から井戸水へ

②使用状況の変更
・便所、台所、風呂等の使用場所の追加又は削除

③使用人数の変更（井戸水のみ）
居住者等の人数の変更（増又は減）



様式第12号の2（施行規程第31条の2関係）

富山市公共下水道使用態様変更届

お客さま番号（井戸番号）
第　　号

（宛先）富山市上下水道事業管理者
富山市下水道条例第16条の2の規定により、次のとおり届け出ます。
※太枠内のみ記入してください

届出日	年　月　日		
使用態様変更日	年　月　日	確認番号	
排水設備等の設置場所	富山市	水道メーター口径・番号	
	名称（屋号等）		
排水設備等の使用者	現住所	TEL	変更の内容 1 使用する水の変更 2 使用人数の変更 3 使用状況の変更 4 その他
	フリガナ		
	氏名		

居住者人数		前回　人				今回　人			
排水種別	使用場所	前回の届出内容				今回の届出内容			
		水道水	井戸水	その他	超過水量（㎥/2ヶ月）	水道水	井戸水	その他	超過水量（㎥/2ヶ月）
（該当する箇所に○をつけてください）	便所				㎥				㎥
	台所				㎥				㎥
	風呂				㎥				㎥
	手洗洗面				㎥				㎥
	洗濯				㎥				㎥
	掃除等				㎥				㎥
	仮設				㎥				㎥
	合計				㎥	合計			㎥

下水種類 水 01汚水 雨 02雨水 雨水 03汚水雨水 04その他 05地域し尿 06農業集落排水 07漁業集落排水 08大沢野農排処理 09大沢野農排下タ 10大山農村モデル 11農排1 12農排2 13農排3 14農排4 15山田林業集落

下水区分 01上水使用：上水量引用 02上水使用：井戸設定 03上水使用：下水検針 04下水単独：井戸設定 05下水単独：下水検針

処理区域区分

収納入力日　年　月　日

入力番号 No

入力区分
□ 入力済み確認
□ 入力済み修正
□ 受付中・放置中
□ 一斉調査・地域し尿

備考

窓口に来られた方	現住所		
	フリガナ		
	氏名		TEL

38

●井戸から水道に切り替える給水側のみを工事する場合は注意。
●「公共下水道使用態様変更届」の提出がないと、下水道使用料を適切に計算できないので、忘れずに提出すること。

排水設備検査の連絡を受けたら・・・

・指定工事店から申請者(使用者)へ検査日と検査予定時刻を必ず連絡(ハウスメーカーを経由する場合は、確実に申請者に内容が伝わるよう配慮してもらう)

・検査当日に水道使用の際は申請者(使用者)の許可を得るか、検査で使用する水を指定工事店が用意する



39

公共ますの接続確認

工事前・接続前に必ず確認を

排水設備工事検査当日に検査員が確認します

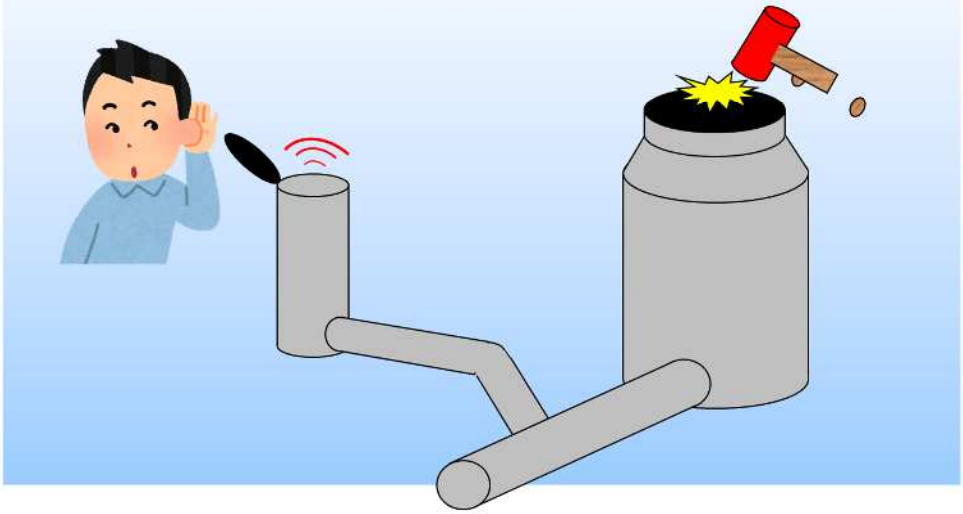

40

●検査の際には、マンホール蓋を叩くハンマー等を持参すること。

水洗便所改造等資金貸付制度

主な条件

- 貸付限度額：100万円
- 貸付利率：無利子
- 貸付期間：5年以内
- 償還方法：元金均等月賦償還（60ヶ月以内）
- 貸付対象は個人のみで法人は除く
- 工事をはじめてからは利用できません

手続の流れ

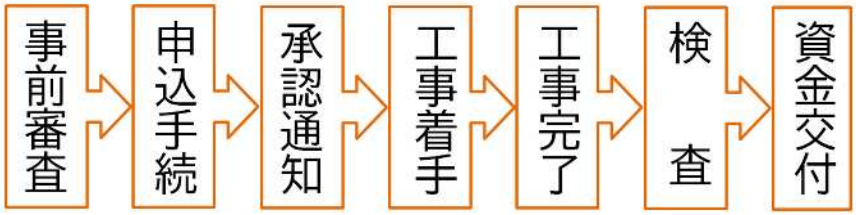

41

●汲み取り便所や浄化槽から公共下水道に切り替え工事をする場合は、貸付制度が利用できるケースがある。
●お客様から貸付制度利用の意志があった場合は、給排水サービス課に相談すること。

特殊な事情がある場合

計画や施工で、特殊な事情がある場合は、事前に協議してください

現場判断で事後処理 → 手戻りになる可能性大

各種様式のダウンロード先:富山市HP「下水道　届出」で検索



42

給排水施設修繕工事事業者の登録制度(1)

平成22年4月1日から運用

制度の経緯

・これまでは、使用者自身で指定工事事業者及び指定工事店に修繕依頼しても、依頼に応じてもらえない等の苦情があった。

・これを解消するため、一定の要件を満たす指定工事事業者・指定工事店を上下水道局が登録し、給排水修繕工事事業者として紹介するもの。

令和8年10月1日現在

給水施設修繕工事登録事業者　31社

排水施設修繕工事登録事業者　32社

43

●お客さまから修繕業者の問い合わせがあった際は、優先的にこの登録業者を伝えている。

給排水施設修繕工事事業者の登録制度（2）

給排水施設修繕工事事業者の登録制度

富山市ホームページから

ページ番号1007670　更新日 2025年10月1日

印刷　大きな文字で印刷

1.概要

上下水道局では、今日まで宅地内の漏水修繕及び公共ます上流部排水設備修繕について、お客さま自身で指定工事事業者及

（4）要綱

富山市給排水施設修繕工事事業者の登録に関する要綱（PDF 88.7KB）

（5）富山市給排水施設修繕工事事業者一覧

給水施設修繕工事事業者（PDF 71.9KB）

排水施設修繕工事事業者（PDF 73.2KB）

登録業者の一覧や
登録の要件などは
ホームページをチェック



44

給排水施設修繕工事事業者の登録制度(3)



登録に関心のある事業者の方は、
給排水サービス課までお問い合わせください

登録業者となっている事業者で、届出内容(連絡先や対応日時など)に
変更がある場合は、連絡をお願いします

富山市給水施設修繕工事登録業者一覧(校区別)

令和6年

校区	登録番号	事業所名	フリガナ	所在地	連絡先	緊急連絡先	対応地域	対応時間	休業日
愛宕	25				076-4	08	富山地域	8:30～17:00	土、日、祝、盆、年末年始
								7:30～	土、日、盆、年末

御社の登録内容に変更がないか
ホームページでご確認願います



45

指定工事店の内容に変更があったときは



指定工事店の内容に変更がある場合は速やかに届出を

お客様に誤った情報を
お伝えする恐れがある

このようなときは届出を！

名称変更	代表者変更(法人)
所在地変更	役員の異動
責任技術者の増減	廃止･休止
指定工事店証紛失汚損	
組織変更	合併

No.	届出の種類	申請書（様式第2号）	廃止（休止・再開）届（様式第5号）	変更届（様式第6号）	書換え交付申請書（様式第4号の2）	再交付申請書（様式第4号）	現在所持している最新の指定工事店証	責任技術者名簿	責任技術者証の写し	責任技術者の専属を確認できるもの	器材調書	器材重機等の写真	営業所平面図及び近辺見取図	営業所の写真	（法人の場合）登記事項証明書	（法人の場合）定款の写し	賃約書	（個人事業主の場合）本人確認書類
－	指定の更新	●						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
①	新規申請	●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	名称の変更			●	●		●								●	●	●	●
③	法人のみ 代表者変更			●	●		●								●	●	●	
④	所在地の変更			●	●		●						●	●	●	●	●	●
⑤	役員の異動			●											●		●	
⑥	責任技術者増			●				●	●	●								
⑦	責任技術者減			●				●										
⑧	廃止		●				●											
⑨	休止		●				●											
⑩	再開		●															
⑪	再交付					●	●	←提出する場合は提出										

組織変更又は合併が生じる場合の届出方法　（例：②→上表2の●の書類を提出）

種別	変更等の例			提出書類群	
組織変更	（法人化）	個人事業主から法人へ	[廃止して新規指定]	①	（別途③の手続きも必要）
	（個人相続）	相続人（個人）が事業を継続	[廃止して新規指定]	①	（別途③の手続きも必要）
	（個人化）	法人から個人事業主へ	[廃止して新規指定]	①	（別途③の手続きも必要）
	（組織変更）	合同会社・合名会社・合資会社	[廃止して新規指定]	①	（別途③の手続きも必要）
	（組織変更）	有限会社から株式会社へ	[変更]	②	（所在地も変わる場合は④）
	（組織変更）	合同会社・合名会社・合資会社間	[変更]	②	（所在地も変わる場合は④）
合併	指定工事店Aと指定工事店Bが合併	Aが8を吸収合併 [Aは変更　Bは廃止]	Aが提出する書類	★	（変更事項のみ届出）
			Bが提出する書類	⑧	
		新会社C設立（新設合併） [A, Bは廃止　Cは新規]	Aが提出する書類	⑧	
			Bが提出する書類	⑧	
			Cが提出する書類	①	
	会社A（指定工事店でない）と指定工事店Bが合併	Aが8を吸収合併 [Aは新規　Bは廃止]	Aが提出する書類	①	
			Bが提出する書類	⑧	
		新会社C設立（新設合併） [Bは廃止　Cは新規]	Aが提出する書類	なし	
			Bが提出する書類	⑧	
			Cが提出する書類	①	

★合併前に届出済の項目（名称や責任技術者の数など）に変更がある場合は、変更届を提出してください。
例）合併により責任技術者増→⑥　役員が変更→⑤

46

●５年に１度の更新の際に、まとめて変更に関する届出をしないこと。

指定更新申請時の添付書類簡素化について

No.	届出の種類	申請書（様式第２号）	廃止（休止・再開）届（様式第５号）	変更届（様式第６号）	書換え交付申請書（様式第４号の２）	再交付申請書（様式第４号）	現在所持している最新の指定工事店証	責任技術者名簿	責任技術者証の写し	責任技術者の専属を確認できるもの	器材調書	器材重機等の写真	営業所平面図及び近見取図	営業所の写真	（法人の場合）登記事項証明書	（法人の場合）定款の写し	誓約書	（個人事業主の場合）本人確認書類
－	指定の更新	●						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
①	新規申請	●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

「器材重機等の写真」については、
次回の更新申請からは不要とし、簡素化を図ります



47

●更新時に限り、器材重機等個別の写真は不要。
●ただし、営業所の写真、器材倉庫の写真は必要。

指定工事店に関する申請・届出の手引き

指定工事店の申請・届出
に関する手引きを作成しました



「指定工事店　手引き 富山市」で
検索するか、市ホームページの
ページ番号「1007674」で検索

申請・届出のポイントを
まとめてあります



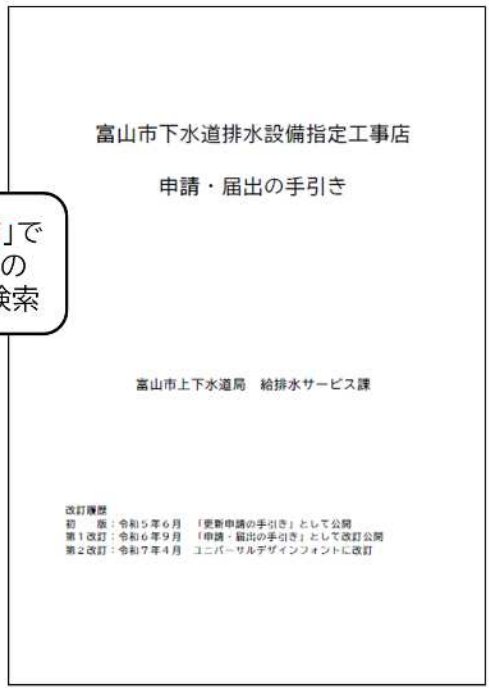
富山市下水道排水設備指定工事店

申請・届出の手引き

富山市上下水道局　給排水サービス課

改訂履歴
初　　版：令和５年６月　「更新申請の手引き」として公開
第１改訂：令和６年９月　「申請・届出の手引き」として改訂公開
第２改訂：令和７年４月　ユニバーサルデザインフォントに改訂

48

●問い合わせをする前に一読すること。（手引きで解決する場合が多数）